

長崎県口蹄疫防疫マニュアル

平成22年9月制定

(令和6年3月改訂)

目 次

基本方針等	P . 1
本県における組織体制及び連絡体系	- 1
1 F M D 発生時危機管理体制	- 2
2 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部	- 3
3 長崎県農林部防疫対策本部	- 5
4 連絡体系	- 6
異常通報（疑い事例発生）時	- 6
検体搬送決定時	- 7
患畜又は疑似患畜決定時	- 8
隣県から検体搬送決定の連絡があった場合	- 9
隣県から患畜又は疑似患畜決定の連絡があった場合	- 10
防疫対策の概要	- 1
1 リスクレベルの区分	- 2
2 リスクレベル評価	- 3
3 発生時の防疫措置の流れ	- 5
4 発生時防疫対応タイムフロー	- 6
5 防疫対応イメージ図	- 10
6 発生時における市町の役割	- 11
7 発生時における畜産関係団体等の役割	- 12
8 発生時におけるその他の団体等の役割	- 12
9 発生防止対策のための家畜飼養者の役割	- 13
関係機関・団体等の役割分担	- 14
異常通報から病性鑑定検体搬送までの対応	- 1
1 異常家畜の症状	- 2
2 異常家畜の通報（届出）	- 2
3 通報を受けた家保等の対応	- 3
4 初動防疫の準備	- 4
5 農場への立入検査	- 7
6 国による写真判定から検体搬送までの作業	- 7
7 病性鑑定材料の輸送	- 8
8 隣県からの通報に対する本県の対応	- 10
警戒連絡会議設置から患畜決定までの作業	- 1
1 警戒連絡会議の設置	- 2
2 疑い事例（検体搬送決定）のプレスリリース等	- 2
3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明	- 2
4 緊急防疫作業	- 2
5 初動防疫の準備	- 3
6 動員の考え方	- 6
発生規模別必要人員数	- 11 ~ 21
殺処分班の班編成	- 22 ~ 28

7	防疫作業従事者の輸送バスの確保	- 3 4
8	必要資材調達と運搬	- 3 7
9	準備状況のチェック及び報告	- 3 9
10	後方支援センター、農場拠点の設営	- 3 9
	患畜決定後の作業	- 1
1	対策本部の設置	- 2
2	患畜決定のプレスリリース等	- 2
3	制限区域内農家等への周知	- 2
4	通行の制限又は遮断	- 2
5	家畜等の評価	- 3
6	防疫作業	- 4
	(1) 現地の防疫態勢	- 4
	(2) 作業員サポート体制	- 5
	(3) 現場作業態勢	- 1 1
	(4) 情報伝達・共有体制	- 1 2
	(5) 農場での防疫作業	- 1 3
	(6) 埋却地での作業	- 3 3
	(7) 汚染物品の埋却以外の処理方法	- 5 1
	(8) 畜舎等の消毒	- 5 1
	(9) 撤収作業	- 5 1
7	安全管理対策等	- 5 2
8	制限区域内の周辺農場の調査	- 5 3
	消毒ポイントの設置と作業	- 1
1	消毒ポイントの決定	- 2
2	消毒ポイントでの作業	- 8
3	消毒ポイント作業の委託	- 1 1
4	道路・港湾等占用・使用許可の手続き	- 1 3
5	警察機関への協力依頼	- 1 4
6	関係機関等への周知	- 1 4
	移動制限措置の解除	- 1
1	制限の解除	- 2
	野生動物への対応	- 1
1	対策本部の設置	- 4
2	感染の疑いが生じた場合の対応等	- 4
3	陽性判定時に備えた準備	- 4
4	病性の判定	- 4
5	報道機関への公表等	- 4
6	通行の制限又は遮断	- 5
7	移動制限区域の設定	- 5
8	移動制限の対象	- 5
9	移動制限の対象外	- 6
10	家畜等の所有者への連絡	- 6

1 1	移動制限区域内の農場への指導	- 6
1 2	移動制限区域の変更	- 6
1 3	移動制限区域の解除	- 6
1 4	家畜集合施設の開催等の制限等	- 6
1 5	消毒ポイントの設置	- 6
1 6	ウイルスの浸潤状況の確認等	- 7
1 7	周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策	- 7
1 8	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認	- 7

長崎県口蹄疫防疫マニュアル

1 目的

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は畜産業のみならず、関連産業、一般県民の生活にまで影響が及んだ。口蹄疫が発生した場合は、初発農場だけで封じ込め、早期終息を図る防疫対応が求められる。

このマニュアルは、万一、口蹄疫が本県で発生した際に、本県畜産業の被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するために策定するものである。

2 基本方針

- (1) 口蹄疫の防疫措置は、「家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)」、「長崎県家畜伝染病予防法施行細則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則第 44 号)」、「長崎県家畜伝染病規則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則第 45 号)」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表、令和 3 年 10 月 1 日一部変更)」以下、「口蹄疫指針」という。)」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について(令和 2 年 7 月 1 日 2 消安第 1567 号及び令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知、以下、「口蹄疫留意事項」という。)」に基づき実施する。
- (2) 口蹄疫は極めて伝染力が強く、ほとんどの偶蹄類動物が感染し、甚大な経済的被害を生じるため、口蹄疫発生時には患畜等の迅速な殺処分により、短期間のうちにまん延防止を図ることが重要である。
- (3) 口蹄疫の発生時には、国、県、市町及び関係団体等が連携をとり、迅速かつ的確な防疫措置を強力に推進することにより、早期清浄化を図る。